

平成30年第12回農業委員会総会議事録

平成30年12月6日（木）第12回総会を市役所南庁舎3階3A会議室に招集した。

農業委員16人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏	
	2番	清原 保		4番	三上 雄二	
	5番	谷川内 茂	6番	倉脇 敏弥	7番	眞壁 勲二
	8番	神山 順一		10番	久保木 誠	
11番	藤本 彰	12番	山田 條一	13番	小田 正廣	
14番	奥山 亮	15番	橋本 澄男	16番	藤澤 和利	
17番	仲田 清志					

推進委員10人

1番	小西 堅	2番	山本 計博	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	長岡 保義
7番	後藤 保夫	8番	井上 光男	9番	鈴江 寛
10番	奥津 忠和				

欠席委員 2人 3番 大原 砂利 9番 川上 憲次

議事	議案第55号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第56号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第57号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第58号	現況証明にかかる現況認定について
報告事項		農地改良届について 農地法農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について 法務局照会について 農地転用期間変更届 完了届について 利用権設定中途解約について
協議事項		
その他		
事務局職員（書記）	事務局長	小川 泰典
	次長	藤井 和昭
	主査	西川 康裕

(開会時刻 午前9時30分)

藤井次長	皆様おはようございます。 只今から、新見市農業委員会第12回総会を開催致します。 本日の出席は26名、欠席は3番大原委員、9番川上委員です。それでは最初に逸見会長から挨拶をお願いします。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。 (中略) 本日もよろしくお願い致します。
藤井次長	続いて「農業委員会憲章」の唱和を行います。 今回は1番谷岡委員に先導をお願い致します。
谷岡委員	「農業委員会憲章」の先導
藤井次長	ありがとうございました。 それでは、ここからの進行は会長よろしくお願い致します。
会 長	恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力を よろしくお願い致します。 それでは日程1「議事録署名委員の決定」を行います。 本日議事録署名委員は、4番三上委員、5番谷川内委員をお願い致します。 続いて日程2「議事」に入ります。 議案第55号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。
小川局長	第3条の申請が今回4件あります。まず1番ですが11月22日に確認 しております。場所は草間、現況は畑です。移動の理由は売買による所有 権移転です。作物は野菜、作業従事者は2名です。価格は記載の通りです。 農地法第3条第2項の状況ですが1号の「全部効率利用」ですが、機械、 従事者等も揃っており、農地のすべてを効率的に利用できるものと思われ ます。2号ですがこちらも法人ではない為該当致しません。3号ですが信 託ではないので該当致しません。4号ですが、「農作業常時従事」について、 譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込 まれる為該当致しません。5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超 えているので該当致しません。6号ですが貸借にも値しません。7号の地 域調和ですが、譲受人が現在耕作している農地に隣接している申請地をこ

	<p>の度譲受人の希望で売買するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また、近隣住民への売買のため、地域調和も支障ないと思われる事から、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
神山委員	<p>場所は草間の●●地区、●●果樹園に隣接した所になります。現状も耕作されて綺麗に管理されていますので問題ないと思います。12月2日に長岡推進委員と、清原委員と確認しました。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第55号1番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請の通り決定と致します。</p> <p>続きまして議案第55号2番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>2番ですが、11月22日に確認を行っております。場所は神郷油野、現況地目は田3筆です。移動理由は売買による所有権移転です。作物は水稲。作業従事者は2名。価格は記載の通りです。第2項の状況ですが、第5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えているので該当致しません。7号の地域調和ですが、県南に住んでいて耕作出来ない為、地元で耕作している農業者へ売買するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当しません。第1号から第4号・第6号についても該当ありません。以上この所有権移転については、申請書類は全て揃っており取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力等も問題なく、面積要件も満たしていること。また地元農業者への売買のため、地域調和も支</p>

	障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
仲田委員	今日、大原委員が欠席されていますので代わって説明します。 この件につきましては17ページの完了届に出しておりますが、完了届5番の地番が●●●●、●●●●—1、これに隣接するところです。前回見に行ったときに、譲受人からもしかしたら土地を買わなくてはいけないかもという話を聞いていたのですが、一緒に作るのでいっそ買って下さいという話があって現在に至っています。問題ないと思いますのでよろしく願います。確認日は12月3日、井上推進委員、橋本委員、大原委員と私4名で確認しています。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第55号2番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請どおり決定と致します。続いて議案第55号3番の議案について事務局の説明をお願いします。
小川局長	3番です。確認を11月22日に行っています。場所は神郷高瀬、現況地目は田4筆です。移動の理由は売買による所有権移転です。作物は水稻、作業従事者は2名です。価格は記載の通りです。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えている為該当しません。7号の地域調和ですが、県南に住んでいて耕作できないため、これまで利用権設定により借り受けていた地元の近隣の農業者に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。第1号から第4号、6号につきましても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしている事、また、地元の近隣の農業者への売買の為、地域調和も支障ないことなどから、農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全

	てを満たしていると考えます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
橋本委員	この件につきましては、11月3日、大原委員、仲田委員、井上委員とで現地確認しました。場所は主要道、新見日南線を高瀬方面、新見多里線に2km入って、●●●という地区です。●●●番から●●●番までの場所は新見多里線の●●●の●●の温泉に入る所があり、その分かれ道から100m程上に上がった道縁の田んぼです。もう一つは、●●の温泉に入って150m程行くと●●神社があります。そこの側の田んぼです。この件につきましては前年度まではこの田、畑を借りて利用権設定をされて耕作されていました。1枚は田んぼ、1枚は草地として牛の肥料を作る田んぼとして利用されていました。利用権設定を解約し、この案件が出ておりますのでよろしくお願ひします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問ございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第55号3番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続きまして議案第55号4番の議案について事務局の説明をお願いします。
小川局長	4番ですが確認を11月22日に行っています。場所は哲西町大野部、現況地目は田3筆です。移動の理由は贈与による所有権移転をするというものです。作物は水稲、作業従事者は3名です。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えている為該当しません。7号の地域調和ですが、親から子へ家族間の贈与であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。第1号から第4号、6号につきましても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしている事、また、家族間の贈与であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

会 長	この件について地区委員の説明を求めます。
谷川内委員	12月2日、三上委員、奥津委員の3名で現地を確認しました。場所は哲西町と哲多町の境を哲西の方へ約200mか300m行った所です。申請地は県道を挟んで右と左に分かれています。親子間の贈与で問題ないと思います。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。  (意見・質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第55号4番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請の通り決定と致します。続きまして議案第56号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。
小川局長	5条ですが今回1件ありました。確認を11月19日に行っています。場所は哲西町大野部、現況地目は田、転用目的は住宅用地です。転用理由は結婚に伴い両親から贈与を受け住宅を新築するというもので贈与による所有権移転、工事期間は許可日から2年間です。この申請地は農振農用地から除外したもので、甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。この度息子の結婚に伴い、実家に近い申請地に息子夫婦の住宅を新築するもので、所有する土地で利用できる適当な土地はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないと考えます。資金計画ですが、土地造成費及び建築費は記載の通りで全て借入金です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
谷川内委員	11月22日に三上委員、奥津委員と確認を行いました。場所は大野部の●●線、●●●●があるのですがその前のあたりの田んぼです。周りは空いた土地が結構あるのでどこでもという雰囲気ですが、申込者の都合のいい場所ということでしたしかたないというか、家族が増えるというこ

	とも良いのではないかと思います。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。
後藤委員	事務局にうかがいます。建ぺい率はいかほどですか。それとこの建物は木造ですか鉄骨ですか。平屋ですか2階建てですか。
小川局長	建ぺい率は●●. ●●パーセントです。建物は木造2階建てです。敷地面積が●●. ●●です。建物は延●●●. ●●平米です。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	他にご意見、ご質問ございませんので議案第56号の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め許可妥当とします。なお面積が30a以下の為、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいですか。  (はい)
会 長	諮問不要として申請の通り許可と致します。続きまして議案第57号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。
西川主査	今回、新規の貸し付けが4件出ております。 (議案第57号1番～4番を資料により朗読説明) 新規については以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。
長岡委員	現地確認を12月2日に清原委員、神山委員と行いました。場所は湯川から宇山に3km、●●という集落です。これは15年以上かなと思えるようなぶどうが植わっていました。貸付人が他の方に貸していたのが健康

	<p>上の理由で戻ってきたということで、この借受人の方に話がきたようです。この借受人の方は新規就農者の方で、就農12、3年くらいの方です。現在この土地含めて約65aくらいになるという話をされていました。以上です。</p>
後藤委員	<p>12月3日に確認しました。場所はJA●●支所、スタンドがあるのですが、その裏手です。よろしくお願いします。</p>
鈴江委員	<p>3、4番同じ場所なので一括して申し上げます。確認日は12月1日、奥山委員、川上委員の3名で行いました。場所は●●総合センターから東へ2km程行きますとグラウンドがあります。その上200m上がったところですが、貸付人は2名ですが、借受人が前から造成をされていたのですが、この度ようやく完成しまして、ここへぶどうを作るということです。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>新規について事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問ございませんか。</p>
藤本委員	<p>3番の●●●●—●、台帳が山林で現況法面●●●平米、結構法が広いのですがこれはどういうことでしょうか。</p>
西川主査	<p>造成をしたときに結構上がっているような感じで、山林に向けてかなり法が出ている。結構高さがあります。</p> <p>これは筆が分かれていますか？</p>
西川主査	<p>明らかに山林の中に法がいつているような感じになっていました。</p>
会 長	<p>それは法だから、そこの番地は別になっていますか？ 耕作面積の中には入らないのでしょうか、それを法として半分にするわけにはいかないのでしょうか。</p>
鈴江委員	<p>分かりました。</p> <p>法面ではなく畑で。</p>
後藤委員	<p>樹園地になるん。どっち。</p>
会 長	<p>畑面と法面は番地が別になってないと。</p>

藤本委員	大体、法面というのは番地が1筆あって、それを支えるのが法面というのだけど、この山林の法面というのがよく分からない。
会 長	元から分かれていたわけじゃないでしょ。よく分からんけど。山を削ってそれが山林として残っているのじゃないかと。その上に造成しているわけだから。番地は違うわけです。法面と畑面と。
後藤委員	この造成は何番地ですか。
会 長	元々が山だったのかも。ちょっと鈴江委員に聞いてみましょう。
鈴江委員	造成しているから分からない。
後藤委員	法面の上は何。
鈴江委員	畑です。
後藤委員	それは何番地。
西川主査	小さい筆が畑等であったのですがそこを造成して平らになっている。ここに山林があって、この辺を法が高めでありました。畑を支える法面なので一応農地の一部かなと思ひまして、借受人もそこもまとめて申請書に書かれていたので。
会 長	普通は平地についた法面は畑です。畑の一部です。
西川主査	造成した農地で、ここは法面部分で、ここは山林になっている。
後藤委員	法面の上は何。
西川主査	ここが造成された畑です。
後藤委員	●●●●番—●は法面の所は山ですか。
西川主査	山林です。山林の中に法面が入っている感じです。
小川局長	元々、残土処理場ということで昔、哲多町の時に環境保全条例ということで許可をしまして、それを借受人が造成して、畑というか農地にし

て返すという契約をしまして、その中で何筆かあるものを一枚にし、谷のような所だったので、それで法が出来てくると、その後に平地の方について現況は農地ということは分かるのですが、今のここに書いてある法面の所は明らかに山林、筆が完全に違うところをもたせるということにして造成をしておりますので筆としては分かれていますのでこういう表現をしています。

後藤委員                    そのの上には何も植えないの。植えるんじやろ。法面に植えるんじやろ。

小川局長                    法面はもたせですから。

久保木委員                山を造成してそれを支えるのが法面ですから。それが今の●●●平米が法面の面積になるから、台帳が山林で、そしたらこれは畑になるのではないか。

谷川内委員                だから地目変更してもらえばいい。面積が増えるだけだから。

小川局長                    今回は利用権設定ということで農地だけをあげたらいいのですが、届がこれで出たので、ここに入れさせてもらったので外すということでしたら外します。

後藤委員                    法面という地目はない、雑種地になるのか何かにならないと。

小川局長                    この筆については今回、利用権設定から外すということで農業委員会の範疇ではないということでしょうか。

会 長                        今の案で一応山林なので、番地も違うし利用権設定から外すということでしょうか。

(はい)

会 長                        他にご意見、ご質問ございませんか。

(意見、質問なし)

会 長                        他にございませんので議案第57号新規の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会 長	<p>全員賛成と認め新規は決定と致します。続いて再設定について事務局の説明をお願いします。</p>
西川主査	<p>再設定が9件出ておりますが、今まで耕作されてきたものの継続ですので問題ないと考えます。</p>
会 長	<p>再設定について関係地区委員より補足説明がありますか。</p> <p>(ありません)</p>
会 長	<p>補足説明ございませんので再設定についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第57号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め再設定は決定と致します。続きまして議案第58号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>この度4件申請があります。1番ですが、確認を11月22日に行っています。場所は草間、現況地目は原野、理由は昭和63年頃より耕作しておらず、原野となっているというものです。2番ですが、確認を11月22日に行っています。場所は草間、現況地目は原野。理由は平成5年頃から耕作しておらず原野になっているということです。3番ですが、こちらも確認を11月22日に行っています。場所は神郷高瀬、現況地目は原野、湿田により30年以上耕作しておらず原野となっているというものです。4番ですが確認を11月27日に行っております。場所は哲西町上神代、現況地目は原野、6筆です。理由ですが申請地は山の中にあり、申請人の祖父や父が耕作していたが、申請人が幼少時に耕作をやめ、両親が亡くなってからは申請地に行くこともなくなったため、現在は原野となっているというものです。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>

神山委員	<p>1 番ですが草間●●●区の公会堂から200m程西方面に行った場所です。現地は宅地のすぐ裏の急傾斜な場所にあります。現状はヤブ、一部上の方は木が生えているような状態で原野となっています。12月2日に長岡推進委員と清原委員と確認しました。2番ですが草間●●●部落から●●●部落へ抜ける農道の●●●部落から200mから300mくらい●●方面に向かった所の道路際の畑です。12月2日に清原委員と長岡推進委員と3人で確認しました。どうしようかと悩む所でした。12月4日に長岡推進委員と小川局長と3人でさらに確認し、耕作は出来ないであろうと、原野と判断しました。</p>
仲田委員	<p>確認日は12月3日、橋本委員、大原委員、私と井上推進委員と確認しました。場所は橋本委員の家のすぐ下で理由の通りでして、かなり大きな木が立っていましたが、伐採して現在は水がたまったりしてとてもじゃないけど、田んぼにはならないということで4人が一致して原野と認定しました。</p>
三上委員	<p>確認日は11月27日、谷川内委員、奥津委員、場所がわかりにくいということで小川局長にも来ていただきました。場所は国道182号線を神郷から哲西に入り、●●●駅まで行き左に入り東に行く途中から登りになりまして、●●●という部落なのですがかなり山の上、その道沿いに申請者の家があり、農地の所在はその家の下側を右にずっと上がった所です。原野の状態でした。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。3番以外についてご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>議案第58号1番、2番、4番について認定に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>続いて3番の審議については橋本委員、退室をお願いします。</p> <p>(橋本委員退室)</p>
会 長	<p>3番についてご意見、ご質問はございませんか。</p>

	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第58号3番について認定に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め認定と致します。橋本委員入室して下さい。
	(橋本委員入室)
会 長	ここで30分まで休憩とします。
	～ 休憩 ～ (午前10:20～午前10:30)
会 長	続いて報告事項に入ります。農地改良届について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回3件出ています。1番ですが、確認を11月22日に行っています。場所は法曾、目的は嵩上げ、改良高は0.9m、改良面積は413㎡、現況は畑です。理由は嵩上げすることにより、排水をよくし生産性の向上を図るためということで、平成30年11月13日から平成30年11月30日までという事で工事は終わっております。2番ですが確認を11月20日に行っています。場所は上市、目的は嵩上げ、改良高は0.3m、改良面積は436㎡、現況地目は畑、理由は嵩上げをする事で排水をよくし生産性の向上を図るためということで、期間は平成30年11月17日から平成30年12月16日です。3番ですが確認を11月16日に行っています。場所は哲西町矢田、目的は嵩上げ、1筆の中の仕切りを取ることによって窪倒しです。改良高は0.15m、改良面積は2,995㎡、理由は嵩上げにより、2枚を1枚にして作業効率の向上を図るという事で、期間は平成30年11月21日から平成30年11月30日です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
藤澤委員	12月1日に逸見会長、三輪推進委員、私と3人で現地を確認しました。これは●●の総合センター手前100m程の道の右側です。30日までですの出来ていました。以上です。
眞壁委員	12月3日に泉推進委員と調査しました。場所は●●市民センターから

	西に約100m行った所の申請人の家の裏です。以上です。
谷川内委員	この件は三上委員なのですが、私が申請人から相談がありましたので届け出ということで11月12日頃事務局に相談しまして早く見てもらい、天候の良いときにしたいと言うことで、11月30日までに終わっている関係です。約15cmという事でほとんどレベルの状態で畦を取って逃げただけのことで、効率の良い田んぼになっていました。確認は12月2日に3名で行っています。
会 長	場所は大体どの辺ですか。
谷川内委員	場所は哲西町●●石油があり、そこから100m位の所を左に入った所です。
会 長	次に農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回3件出ております。1番ですが確認を11月2日に行っています。場所は神郷高瀬、現況地目は畑、転用目的はKDDI (au) 携帯電話無線基地局の建設、理由は当該地域の携帯電話サービスの向上を図るというもので賃貸借権の設定、工事期間は平成30年12月17日から平成31年2月22日までです。2番ですが確認を11月22日に行っています。場所は神郷釜村、現況地目は畑、転用目的はKDDI (au) 携帯電話無線基地局の建設、理由は当該地域の携帯電話サービスの向上を図るというもので賃貸借権の設定、工事期間は平成30年12月21日から平成31年3月31日までという事です。3番ですが確認を11月22日に行っています。場所は哲多町蚊家、現況地目は畑、転用目的はKDDI (au) 携帯電話無線基地局の建設、理由は当該地域の携帯電話サービスの向上を図るというもので賃貸借権の設定、工事期間は平成30年12月28日から平成31年3月31日という事です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
橋本委員	確認日は12月3日に現地確認を行いました。1番目ですが場所は●●●●線を●●●●線に高瀬方面に入りまして、高瀬の●●部落というところで●●橋を●●●●線に入りまして100m位です。道のすぐ側です。現状を見ますと花か何か植えていました。問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。2番は●●●●線を高瀬方面に入った所です。旧●●線の高瀬方面に入った伯備線の陸橋をくぐってすぐ20m位の土地で

	<p>す。隣が野菜の畑です。現地確認しましたが何も問題ないと思いますのでよろしくお願いします。</p>
奥山委員	<p>12月1日に川上委員、鈴江委員、私の3人で現地を確認しました。場所は新砥の●●●●館から南に500m行った所です。申請地の草が刈ってあり、準備が出来ているようでした。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>法務局照会について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回3件あります。1番ですが11月21日に確認をしました。場所は高尾、現況地目は雑種地、平成の初め頃から舗装され駐車場として利用されているというものです。2番ですが場所は哲西町矢田、確認を11月5日に行っています。現況は原野、4筆、理由は20年前頃から耕作されておらず、原野の状態となっているというものです。3番ですが、確認を11月6日に行っています。場所は哲西町矢田、現況地目は雑種地、理由は十数年から耕作されておらず雑草が生え、一部は水路敷となっており現在に至っているというものです。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より報告をお願いします。</p>
倉脇委員	<p>11月25日に眞壁委員、溝尾推進委員と現地を確認しています。場所は●●から2、3軒上の会社の裏手になります。舗装されて駐車場になっていました。</p>
三上委員	<p>2番、3番近いので同じ11月27日に谷川内、奥津委員と確認しました。2番の場所ですが、国道182号線を神郷方面から哲西に入り、旧道の●●駅裏手付近を走っているバイパスを右に入り、●●建材という店を右に入り、●●部落の一番奥をさらに上へ行くと●●という部落があります。さらに上に上がると広島県境になります。その県境付近にある4筆ですが、完全に原野になっていました。3番ですが、国道182号線を東城方面に行きますと、●●支局があります。100m程東城よりに●●●商店があります。その店の前、国道を挟んで反対側に●●●㎡ほどの現況雑種地があります。そんなに山の中ではないのですがそこは民家に挟まれていまして持ち主も民家が2軒ある手前の民家の方も無人で一番奥の民家の方に話を聞きますと、以前残土の様なものを入れていたのではないかと、田んぼは作れないということでした。行ってみますとそこに水路の後がありましたが、水路も壊れていまして完全に雑種地だと思いました。</p>
会 長	<p>農地転用期間変更届について事務局の説明をお願いします。</p>

西川主査	1件出ています。1番、唐松地内、田1筆4条による農地改良、平成30年3月30日までの予定でしたが健康上の理由ということで平成33年3月31日までの変更が出ています。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
藤澤委員	書いてあるとおり健康が優れないということですが、子供さんがしています。後はなるめるだけになっています。以上です。
会 長	完了届について事務局の説明をお願いします。
西川主査	完了届が6件出ています。1番新見地内、4条による宅地への転用。2番井倉地内、53条による携帯電話無線基地局。3番大佐大井野地内、5条による木材集積の一時転用で現在木材は撤去済み。4番神郷油野地内、農地改良届による嵩上げ。5番神郷油野地内、農地改良届による農地改良。6番神郷油野地内、農地改良届による農地改良。
会 長	この件について関係地区委員より確認日と補足説明がございましたらお願いします。
倉脇委員	10月30日に確認しました。出来ていました。
藤澤委員	12月1日に現地を確認しました。完了していました。
久保木委員	12月5日に現地を確認しました。進入路には採石がまかれたり、申請地は整備されていました。
仲田委員	12月3日に確認しました。全部綺麗に出来ていました。
会 長	利用権設定中途解約について事務局から説明をお願いします。
西川主査	3件出ています。1番神郷高瀬、田4筆、売買による所有権移転の為で本日の議案第55号の3番目、売買による所有権移転が出ております。2番哲多町田淵、田2筆、耕作者の都合による解約です。3番哲西町大野部、田3筆、転貸人の辞退による中途解約という事で、中間管理機構から担い手に出していましたが、場所が離れているということと、水の管理が難しいということで解約をされて、他の担い手へ働きかけたのですがそこは難しいということで解約になりました。

会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
井上委員	先程の事務局の説明通りです。1 ページの所と同じ内容ですが、そこを売買するという事で、ここに至りました。現地確認は1 2月3日に4名で行っております。以上です。
鈴江委員	現地確認を1 2月1日に奥山委員、川上委員と私の3名で行っております。場所は宮河内の信号から●●●●を通過して哲西方面に約1 4 k m行った地点です。借受人が高齢の為耕作出来ないという事での中途解約です。よろしくをお願いします。
奥津委員	確認日は1 2月2日に谷川内、三上委員と3人で現地を確認しました。場所は哲西町●●と哲多の境の所を手前2 0 0 mを●●●へ1 0 0 m入った所の右側に水路を挟んで2枚あります。
会 長	協議事項に入ります。事務局から先月の農地部会の結果を報告をお願いします。
小川局長	1 1月1 2日の総会後に農地部会を行い、その検討内容について報告させていただきます。一点目ですが、屋根材に太陽光パネルを利用している農業用ハウスがあるということでそのハウスで発電をするという事案がありました。これについての対応についてどうするかということで協議をしました。県にもそういった事例があるか確認をしましたがそういったことは今までもないのでこれについては県も国に協議をかけてその回答が県を通じてありました。それによりますと、「既存の農業用ハウスで補強等行わず、上部を有効活用する観点から太陽光発電設備を設置する場合、転用許可が不要というケースには該当しません。転用許可が必要です。」という回答がありました。今回のような太陽光パネルを最初から設置しているハウスについては農業用以外に利用される可能性が高いことから農地転用に該当する。と判断できると回答がありました。これを受けて農地部会で協議した結果、この施設につきましては売電を計画していなかった場合でも農業以外に利用できる、農業と発電というような二面性を有している施設ということで、売電を計画する場合においては、転用許可が必要と判断しました。しかしながら、発電をする場合においては、自家消費ということも考えられますので、営農に必要な設備として発電をし、自家消費をするのであれば、転用許可は必要ないということで判断をし、今後そういった事例があった場合はそういった対応をしていく事に決定しました。もう一点ですが、違反転用ということで3カ所、前々からの懸案で残

っていますが、●●●●●で車庫と物置という事で転用をしながらも実際に出来たのは太陽光パネルの施設という事で、これにつきましては倉庫ということで、高さ的には物を置いたりする高さも十分あります。ただし、囲いがなかったという事で、一般的には倉庫であれば囲いをするのが当然であり、これまでも再三、囲いをして倉庫として利用をするような状況にして下さいと指導していました。「囲いはします」ということで今回、囲いが出来、奥山委員と訪問をし、機械、農機具、資材を実際保管している実態があればよいということで伝えたところ「そのように当初の計画通り物置等として利用します。」ということで返事がありました。この度事務局へ完了届の書類が届いています。

二つ目ですが、●●●●●で●●の農用地域域内において無断で太陽光設備を設置している案件ですが、こちらにつきましては、この後の調整部会で協議をさせていただくのですが、11月25日までに原状回復するように勧告しているところですが、現在のところ動きがないという状況です。この後調整部会で今後の対応について検討することとしています。もう一点、●●の件についてです。

西川主査

地権者は●●に在住の方です。設置者は息子、施工業者主体でパネルの設置が進んでいたという事で、書類の手続きが出来ていないとお伝えし、今からでも申請を出して下さいということで指導をしています。

会 長

1番がわかりにくかったのですが、また文書にした方がいいかも。

小川局長

次回文書でお配りします。

後藤委員

最後の●●の件、お婆さんが全く分からないというのにいくら指導してもいけないでしょ。業者に間に入らせて手続きしないと、お婆さんでは「わかりません」ということでしたらいけないでしょ。

会 長

業者は利用権設定していないので、こちらとしては地主に言うしかないなので子供が正月に帰ってきた時に話をしてみて下さいと伝えていますが業者に利用権設定を出すように言っているのですがそのことも分からないと。

後藤委員

お婆さんに息子と相談するよう文書で出した方がいいのでは。

西川主査

文書で出しています。

谷川内委員

現在はストップしているのですか、進んでいるのですか。

会 長	進んでいるというか、発電はどんどんしている。出来上がってます。
谷川内委員	進行形かと思いました。
橋本委員	ハウスの上に太陽光パネルって太陽光パネルのキロ数でハウスは保つのですか。
会 長	補強せずにはすむのならしてもいい。保たないならいけない。
橋本委員	補強していたら下が使えないですよ。小さい物ならハウスの中の乾燥機の電気に使うことが出来るけど、何に使うかで違ってきますよね。鉄骨で建てるガラスハウスならある程度は保つけど、この辺にあるようなハウスでは雪でも降ったら保たないでしょう。
小川局長	パネルを使ってという事が今ある農業ハウスを有効利用するという事であれば今あるハウスを何もせずにパネルを設置出来るのであればいいです。最初からパネルを置いてハウスを作っている物があって、最初から売電出来るような施設ができたので、これについては手続きがいらぬのではないかとある業者が言っているのですが、それに対して今回答えを出し農業委員会として判断をし、「それについては許可が必要です。」と判断をしました。
後藤委員	ハウス、ハウスと言ってパイプハウスでは絶対に無理でしょ。
小川局長	無理です。そういうのが無理なので国もそういうものを前提として話を進めているのですが、最初から太陽光発電ができる農業用ハウスです。発電をするとしたら、「普通のパイプハウスと違い二面性があるので許可が必要です。」と判断しました。
山田委員	パネルを設置して後からでも申請したら続けられるのか、どういう指導をするのですか。
会 長	1番最初の●●さんの場合はハウスにしてその中で椎茸を作ると言うことでしたから、営農型にしてもらえば十分出来る、そのままで。ただハウスとしたら少し高さが足りない。 もちろん●●は絶対ダメです。何も出来ません。すぐ取ってもらわないといけない。●●の場合は利用権設定を出して、ハウスならもう少し高さを出して中で作業が出来る状況にして営農型にして椎茸なら椎茸を作る。

	<p>その他です。事務局からお願いします。</p>
藤井次長	<p>次回総会についてですが、新年最初の顔合わせとなります。</p> <p>日にちは1月16日(水)午後3時からとなります。場所は南庁舎1階会議室1Cで予定しています。2月は2月15日(金)午前9時30分から、会場は3階大会議室を予定しています。3月は議会の日程等がありますので暫定にはなりますが3月15日(金)午前9時30分から3階3Aで予定をしていただければと思います。ただ議会の日程で3月は変更する可能性がありますのでよろしくをお願いします。</p>
西川主査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配布物について</li> <li>・利用意向調査文書発送のについて</li> <li>・調整会議について</li> </ul>
会 長	<p>皆さんからご意見、ご質問はありませんか。</p>
神山委員	<p>先日の視察研修を受けまして、農地利用調査でタブレット端末であったりと、いい意見があったと思うのですが、是非それを導入していただきたいのですが、こちらからの働きかけというのは事務局が言っているものでほっておけば入るのですか。</p>
会 長	<p>すぐ来年から取り入れますというわけにはいかないのです、予算的な事もあるでしょうし、色々あるのでその辺はまた。</p>
小川局長	<p>検討させていただきます。</p>
神山委員	<p>お願いします。</p>
仲田委員	<p>上市地区の担当委員さんにお聞きします。上市で造成をしているのですがあそこは農地ではなかったですか。</p>
眞壁委員	<p>そこはもう許可申請しています。工事の延期届も出ています。問題ないです。</p>
会 長	<p>閉会の挨拶を谷岡代理が行います。</p>
谷岡代理	<p>(閉会挨拶)</p>

(閉会時刻 午前 11 時 15 分)